

後期高齢者医療

被保険者証と保険料決定通知書を送付

均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

【表2】

Table with 2 columns: 軽減割合 (Reduction rate) and 軽減の要件 (Reduction conditions). Rows include 9割, 8.5割, 5割, and 2割 with corresponding income conditions.

※1 本来は、7割軽減ですが、特例措置により平成30年度も9割または8.5割軽減になります。

所得割額の軽減を廃止

総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人について、特例措置により平成29年度は所得割額が2割軽減されていましたが、見直しにより、平成30年度は所得割の軽減は廃止されます。

1カ月の自己負担限度額(平成30年8月から)

【表3】

Table with 3 columns: 区分 (Category), 外来(個人単位) (Outpatient), 外来+入院(世帯単位) (Outpatient+Inpatient). Rows include 現役並み所得者, 一般, and 住民税非課税世帯.

※2 「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※3 過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。

※4 「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

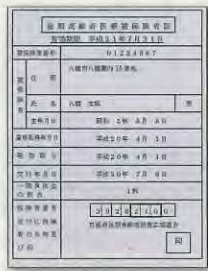
※5 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

所得区分

- ・現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人
・一般…窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
・低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
・低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中旬に被保険者証(藤色写真)を送付します。



保険料の算定方法

【表1】

Table showing the calculation of insurance premiums. Total premium (62万円の限度額) is split into 均等割額 (47,890円) and 所得割額 (総所得金額等-基礎控除額<33万円>×9.39%).

普通徴収の場合は、納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または納付書で金融機関等へ納めてください。

特別徴収の場合は、4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きし、10月・12月・2月で前年所得に基づいて年間分を計算し直した保険料と仮算定分の差額を天引きします。

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の

給額が年額18万円未満の人や

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していなかった人について

は、保険料の所得割額はかからず、均等割額も、本来は、資格取得時から2年間5割軽減ですが、平成30年度は特例措置により、3年目以降も5割軽減されます。

※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません。

窓口で支払う医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の

給額が年額18万円未満の人や

給額が年額18万円未満の人や

他の個人番号確認書類、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し等)、印かん

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が高額療養費として支給されます。

※世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が520万円未満。

※世帯内の被保険者が1人以上で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、それらの収入金額の合計が520万円未満。

※申請に必要なもの 被保険者証、個人番号カードまたは

被保険者証、個人番号カードまたは

被保険者証、個人番号カードまたは

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人医療(満65歳~69歳)、ひとり親家庭医療、重度障害者(児)医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り(年度)として交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月末までに新しい受給者証を郵送します。

8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人に郵送します。

なお、所得制限等で、平成29年度は福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業に非該当だった人で、平成29年中の所得が減少した等で、平成30年8月以降に新たに該当する人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額(右表)および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。

所得制限額

Table showing income limits for different categories: 老人医療, 障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業, ひとり親家庭医療. Columns include 扶養人数 (0, 1, 2, 以降) and 本人/扶養義務者.

※上記の額は、平成29年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。

よび医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。詳細は、お問い合わせください。▽申請に必要なもの 健康保険証、印かん、ひとり親家庭は戸籍謄本、重度障がい者(児)または重度心身障害老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳か療育手帳

◎老人医療制度(福祉医療)の自己負担限度額が、8月から一部変更になります。詳細は後期高齢者医療制度の【表3】をご覧ください(※老人医療制度の自己負担限度額は、後期高齢者医療制度と同額です)。非課税世帯の人は変更ありません。